

私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金交付要綱

元文科高第1049号
令和2年3月3日
文部科学大臣決定
(改正令和2年12月25日)

(通則)

第1条 私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（以下「高等学校等」という。）又は高等専門学校を設置する学校法人が情報通信ネットワーク環境施設の整備を行う場合において、その経費の一部を補助することにより、もって多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で実現させることを目的とする。

(交付の対象及び算定割合)

第3条 文部科学大臣（以下「大臣」という。）は、高等学校等又は高等専門学校を設置する学校法人が私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

ただし、文部科学省の「私立大学等経常費補助金」又は都道府県の経常費補助金において当該年度に減額等の措置を受けたものは、算定した補助金の額にその減額等の割合を乗じた額を、当該算定した補助金の額から減じた額を交付する。

なお、補助対象となる工事費の上限を3,000万円、下限を200万円とする。ただし、電源キャビネットのみの整備の場合の下限はないものとする。

2 工事費の内容及び算定割合は別表のとおりとする。

(交付の対象事業等)

第4条 次の各号に該当する高等学校等を設置する学校法人は交付対象としないものとする。ただし、次の各号について、学校法人の設置する特定の学校についてのみ該当する場合は、当該学校についてのみ交付しないことができる。

- 一 文部科学省の「私立大学等経常費補助金」又は都道府県の経常費補助金において、前年度に不交付又は減額等の措置を受けたもの
 - 二 前号に掲げる補助金の交付申請を行っていない学校法人であつて、当該補助金の基準等に照らして不交付又は減額等の措置を受けるものに相当する事実があると認められるもの
 - 三 法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反しているもの
 - 四 借入金の償還が適正に行われていない等財政状況が健全でないもの
 - 五 補助を受ける高等学校等の教育条件又は学校法人等の管理・運営が適正を欠くもの
- 2 次の各号に該当する高等専門学校を設置する学校法人は、原則として、交付対象としないものとする。
- 一 文部科学省の「私立大学等経常費補助金」において、前年度に不交付又は減額の措置を受けたもの
 - 二 前号に掲げる補助金の交付申請を行っていない学校法人であつて、当該補助金の基準等に照らして不交付又は減額等の措置を受けるものに相当する事実があると認められるもの
 - 三 法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反しているもの
 - 四 借入金の償還が適正に行われていない等財政状況が健全でなく、補助事業の適正な執行を期し難いと思われるもの
 - 五 補助を受ける高等専門学校の教育研究条件又は学校法人等の管理・運営が適正を欠くもの
- 3 高等学校等において完成年度を超えていない学校（認可あるいは届出により設置された高等学校のうち、既設高等学校の定員の減を伴うものを除く。）に係る経費に計上すべきものは交付対象としない。
- 4 高等専門学校の学科において設置後3か年度を超えていない学科（認可あるいは届出により設置された高等専門学校又は学科のうち、既設学科の定員の減を伴うものを除く。）に係る経費に計上すべきものは交付対象としない。

(交付の申請)

- 第5条 補助金の交付の申請については、学校法人は、大臣に対し、交付申請書（別記様式1）に必要な書類を添付して提出するものとする。
- 2 前項の場合において、高等学校等を対象とする補助事業を実施する者（以下「高等学校等補助事業者」という。）であるときは、都道府県知事を経由するものとする。

(交付の決定)

- 第6条 大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは、交付決定通知書（別記様式2）により速やかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を

交付の申請をした者に通知するものとする。

- 2 前項の場合において、交付の申請をした者が高等学校等補助事業者であるときは、交付の決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を都道府県知事が交付の申請をした者に通知するものとする。
- 3 交付の申請が文部科学省に到達してから交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。
- 4 前条第2項の場合において、当該申請が都道府県知事に到達してから文部科学省に到達するまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

(申請の取下げ)

第7条 前条の通知を受けた者は、補助金の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の取下げをしようとするときは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、大臣に申請取下書(別記様式3)を提出しなければならない。
- 3 前項の場合において、前条の通知を受けた者が高等学校等補助事業者であるときは、都道府県知事を経由するものとする。
- 4 前二項の場合において、当該申請が都道府県知事に到着してから文部科学省に到着するまでの期間は30日とする。

(経費の効率的使用等)

第8条 補助事業の交付を受けた学校法人(以下「補助事業者」という。)は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約を締結し、支払を行う場合は、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従い、公正かつ最少の費用で最大の効果を挙げようよう経費の効率的使用に努めなければならない。

(交付の決定の内容の変更)

第9条 補助事業者が交付の決定の内容を変更しようとする場合には、大臣に内容変更承認申請書(別記様式4)を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定額に変更をきたすことがない場合は、この限りではない。

- 2 大臣は、前項の承認をしたときは、速やかにその変更の内容を補助事業者に通知(別記様式5)するものとする。
- 3 前二項の場合において、補助事業者が高等学校等補助事業者であるときは、都道府県知事を経由するものとする。

(事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、事業中止(廃止)承認申請書(別記様式6)を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 大臣は、前項の承認をしたときは、速やかにその内容を補助事業者へ通知（別記様式7）するものとする。
- 3 前二項の場合において、補助事業者が高等学校等補助事業者であるときは、第9条第3項の規定を準用するものとする。

（事業の遅延の届出）

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合には、大臣に事業遅延報告書（別記様式8）を提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、補助事業者が高等学校等補助事業者であるときは、都道府県知事を経由するものとする。

（状況報告）

第12条 補助事業者は、大臣から要求があった場合は、速やかに状況報告書（別記様式9）を提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、補助事業者が高等学校等補助事業者であるときは、第11条第2項の規定を準用するものとする。

（事業の遂行等の命令）

第13条 大臣は、補助事業が交付の決定の内容又はこれに附した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該事業を遂行すべきことを命ずることができる。

- 2 大臣は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。
- 3 前二項の場合において、補助事業者が高等学校等補助事業者であるときは、都道府県知事が行うことができるものとする。

（実績報告）

第14条 補助事業者は、補助事業が完了した日（第10条により事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は事業が完了した日の属する会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、大臣に事業完了実績報告書（別記様式10）を提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業が完了せずに補助金の交付の決定をした日の属する国の会計年度が終了した場合は、当該年度の翌年度の4月10日までに年度終了実績報告書（別記様式11）を大臣に提出しなければならない。
- 3 前二項の場合において、補助事業者が高等学校等補助事業者であるときは、都道府県知事に提出するものとする。

(補助金の額の確定等)

- 第 15 条 大臣は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知（別記様式 12）するものとする。
- 2 前項の場合において、補助事業者が高等学校等補助事業者であるときは、都道府県知事が交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。
 - 3 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
 - 4 前項の場合において、補助事業者が高等学校等補助事業者であるときは、都道府県知事が返還を命ずるものとする。
 - 5 第 3 項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とする。なお、返還期限内に納付がない場合は、未納に係る期間に応じ、その未納付額につき、年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。
 - 6 前項の場合において、補助事業者が高等学校等補助事業者であるときは、返還期限は都道府県知事から返還命令のなされた日から 20 日以内とする。なお、返還期限内に納付がない場合は、都道府県知事が当該延滞金を徴するものとする。

(是正のための措置)

- 第 16 条 大臣は、第 14 条の規定に基づき報告を受けた事業の成果が補助金の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に対して命ずることができる。
- 2 前項の場合において、補助事業者が高等学校等補助事業者であるときは、都道府県知事が行うことができるものとする。

(交付決定の取消等)

- 第 17 条 大臣は、第 10 条に規定する補助事業の中止又は廃止の申請があつた場合又は次の各号の一に該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部の取り消し、又は変更することができる。
- 一 補助事業者が、法令、本要綱、補助金の交付決定の内容又はこれに附した条件又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為

をした場合

四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 大臣は、前項の規定により交付の決定の取消又は変更を行ったときは、速やかに補助事業者へ通知（別記様式 13）するものとする。
- 3 前二項の場合において、補助事業者が高等学校等補助事業者であるときは、都道府県知事を経由するものとする。
- 4 大臣は、第 1 項の規定により交付の決定の取消を行った場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 5 大臣は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの理由により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 6 第 4 項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第 15 条第 4 項から第 6 項の規定を準用する。

（立入検査等）

- 第 18 条 大臣は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は文部科学省職員にその事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の場合において、補助事業者が高等学校等補助事業者であるときは第 16 条第 2 項の規定を準用するものとする。

（財産の管理等）

- 第 19 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 大臣は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができる。

（財産の処分の制限）

- 第 20 条 取得財産等のうち施行令第 13 条第 4 号の規定により、大臣が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が 1 個又は 1 組 50 万円以上の機械及び重要な器具とする。
- 2 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、大臣が別に定める期間とする。
 - 3 補助事業者は、前項により定められた期間中において、処分を制限された取

得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、財産処分申請書を大臣に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合に準用する。

(補助金の経理)

第21条 補助事業者は、補助事業の経理について、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を帳簿によって明らかにしておくとともに、当該帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

附 則

この要綱は、令和2年3月3日から施行する。

別表

工事費の内容	算定割合
<ul style="list-style-type: none">・ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校に校内LANを新設、増設又は更新するために必要な経費・ 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部を設置する学校法人において、新たな情報機器の整備に伴い、電源キャビネットを新規導入、追加導入又は更新するために必要な経費	2分の1以内

(別記様式1 交付申請書)

番 号
年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

学校法人事務所所在地
学 校 法 人
理 事 長

私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金交付申請書

私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金交付金に係る事業について、令和 年 月 日付け 文科高第 号により内定を受けたところであり、私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金交付要綱（元文科高第1049号令和2年3月3日文部科学大臣決定）第5条第1項の規定に基づき、添付様式を添えて交付を申請します。

記

交付申請額 _____ 千円

(注1) 交付申請額は、千円未満を切り捨てて記入すること。

(別記様式2 交付決定通知書)

番 号
年 月 日

学校法人の名称並びに当該法人の長の職名及び氏名 殿

文 部 科 学 大 臣

私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で交付申請のあった私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金については、私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金交付要綱（元文科高第1049号令和2年3月3日文部科学大臣決定）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 交付決定額

(単位：千円)

交付決定額

- この交付決定の対象となる事業、その内容については、交付申請書記載のとおりとする。
- 実績報告については、私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金交付要綱（元文科高第1049号令和2年3月3日文部科学大臣決定。以下「交付要綱」という。）第14条によるものとする。
- この交付決定に対して不服のある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることのできる期間は、この交付決定通知書受領日から30日以内とする。

(別記様式3 申請取下書)

番 号
年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

学校法人事務所所在地
学 校 法 人
理 事 長

私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金申請取下書

令和 年 月 日付け 文科高第 号で交付の決定を受けた私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金の実施について、私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金交付要綱（元文科高第1049号令和2年3月3日文部科学大臣決定）第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり取り下げたいので、申請します。

記

- ・申請を取り下げる事由

(注) 交付申請書の写しを添付すること。

(別記様式7 事業中止(廃止)承認通知書)

番 号
年 月 日

学校法人の名称並びに当該法人の長の職名及び氏名 殿

文 部 科 学 大 臣

私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金事業中止(廃止)承認通知書

令和 年 月 日付け 文科高第 号で申請のあった私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金事業の中止(廃止)に係る申請については、私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金交付要綱(元文科高第1049号令和2年3月3日文部科学大臣決定)第10条の規定に基づき承認したので通知します。

(別記様式8 事業遅延報告書)

番 号
年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

学校法人事務所所在地
学 校 法 人
理 事 長

私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金事業遅延報告書

令和 年 月 日付け 文科高第 号で交付の決定を受けた事業について、予定の期間内に事業の完了ができなくなりましたので、私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金交付要綱(元文科高第1049号令和2年3月3日文部科学大臣決定)第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

学校等の名称	事業内容	着手 年 月 日	当初 完了予定 年 月 日	見直し後 完了予定 年 月 日

※ 事業遅延の事由については、別紙（任意様式）を作成し添付すること。

(別記様式9 状況報告書)

番 号
年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

学校法人事務所所在地
学 校 法 人
理 事 長

私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金状況報告書

私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金交付要綱（元文科高第1049号令和2年3月3日文部科学大臣決定）第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり補助事業の状況を報告します。

記

事業名	事業実施状況	事業者支出状況
	着手 令和 年 月 日	総事業費（A） 円
	完了（予定） 令和 年 月 日	現在までの支出額（B） 円
	現在までの進捗率 %	支出率（B/A*100） %

(別記様式10 事業完了実績報告書)

番 号
年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

学校法人事務所所在地
学 校 法 人
理 事 長

私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金事業完了実績報告書

令和 年 月 日付け 文科高第 号において私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金の交付決定を受けた事業の実績について、私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金交付要綱（元文科高第1049号令和2年3月3日文部科学大臣決定）第14条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1. 交付決定額 _____円
2. 確定額 _____円
- (交付決定額のうち、不用額 _____円)

(別記様式11 年度終了実績報告書)

番 号
年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

学校法人事務所所在地
学 校 法 人
理 事 長

私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金年度終了実績報告書

令和 年 月 日付け 文科高第 号において私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金の交付決定を受けた事業の実績について、私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金交付要綱（元文科高第1049号令和2年3月3日文部科学大臣決定）第14条第2項の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

(別記様式 12 交付額確定通知書)

番 号
年 月 日

学校法人の名称並びに当該法人の長の職名及び氏名 殿

文 部 科 学 大 臣

私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金交付額確定通知書

令和 年 月 日付け 文科高第 号により交付決定された私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金の交付対象事業に係る交付額について、私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金交付要綱（元文科高第1049号令和2年3月3日文部科学大臣決定）第15条第1項の規定に基づき、金 千円に確定したので通知します。

